

山梨県公報

第六百七号

令和七年

十一月六日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定	五九九
○道路の区域変更	五九九
○道路の供用開始(二件)	五九九
○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	六〇〇
公告	
○換地処分の実施	六〇〇
○開発行為に関する工事の完了について(三件)	六〇〇
正誤	
○令和七年六月二十三日付第五百七十三号中	六〇一

告示

山梨県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南アルプス市塩前字塩沢西三〇三の一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩沢西三〇三の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区間			旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先から 甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先まで	旧	二・九〇三・三	八八・一		
	新	二・九〇六・一	八八・一		
	新	二・〇〇五・九	九七・三		

山梨県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	西下条音羽自転車道線	甲府市飯田二丁目荒川左岸 堤防地先から 甲府市飯田二丁目荒川左岸 堤防地先まで	九七・三	令和七年十一月十七日

山梨県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町上野字 曾根ヶ峯四三〇八番二地先 から 西八代郡市川三郷町上野字 曾根ヶ峯四三〇〇番一地先 まで	一〇五・一	令和七年十一月二十一日

山梨県告示第二百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称 日本建築検査協会株式会社
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (一) 変更前 東京都中央区日本橋二丁目十二番六号
 - (二) 変更後 東京都中央区日本橋二丁目十二番九号
- 三 変更の年月日 令和七年十一月一日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第三工区）の換地処分を令和七年十月二十一日実施した。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 審査対象区域は南都留郡富士河口湖町河口字湖辺二千九百八十三番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区外神田二丁目十八番八号 株式会社共立メンテナンス 代表取締役 中村 幸治

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 審査対象区域は都留市つる五丁目五百八十五番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市長 堀内 富久

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 審査対象区域は富士吉田市下吉田東二丁目三千四百七十九番八、三千四百七十九番十一、三千四百八十六番、三千四百八十九番一、三千四百九十二番、三千四百九十二番二の一部、三千四百九十三番一から五、三千四百九十四番一の一部、三千四百九十四番五、三千四百九十四番十一及び三千四百九十四番十二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

正 誤

ページ	段	行	
			誤
			正

○ 令和七年六月二十三日（第五百七十三号） 山梨県公安委員会規則第五号（山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）

三三二	上	十一	別記様式第十の二
三三二	上	十四	別記様式第十の三
三三八	上	一	別記様式十
			別記様式第十の九
			別記様式第十の十
			別記様式第十の八

三三九ページ中
別記様式第10の2
は
別記様式第10の9
の誤り。

「10の3
別記様式第10の2
」
「10の10
別記様式第10の9
」

三四〇ページ中

別記様式第
「
は
別記様式第
」
の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番